

# 海老名市抜き打ち検査実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、海老名市監督員及び検査員設置要綱第24条に規定する抜き打ち検査について定めることにより、海老名市が発注する建設工事における施工体制、安全管理及び品質管理の向上を図り、もって不良工事の防止等に寄与することを目的とする。

## (対象工事)

第2条 対象とする工事は、海老名市が発注した工事のうち、請負金額500万円以上の工事とする。ただし、工事の性質上特別な理由がある場合には、この限りでない。

## (検査員)

第3条 この要領の抜き打ち検査は検査担当課職員がこれに当たる。

## (検査の実施方法)

第4条 検査担当課長は、契約者に事前通告せずに抜き打ち検査を実施させるものとする。また、監督員及び監督補助職員の立会いは必要としない。

2 検査を行う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事の施工体制の確認
- (2) 工事の安全管理の状況
- (3) 工事の品質管理の状況
- (4) 工事の工程管理の状況
- (5) その他検査担当課長が必要と認めるもの

## (検査の指摘)

第5条 検査での指摘は次の3段階とする。

- ・適切・・・・・・・・指摘事項がなく適切なもの。
- ・改善・・・・・・・・指摘事項がその場で処理できる軽微なものであり、口頭で改善指示をするもの。
- ・是正・・・・・・・・指摘事項があり、文書で改善を指示するもの。

## (検査の報告等)

第6条 検査員は、検査の結果を検査担当課長に報告するものとする。

2 検査担当課長は、検査の結果を抜き打ち検査報告書により、工事担当課長に報告するものとする。

3 工事担当課長は、検査の結果、是正事項が生じた場合には、契約者に対してその内容を文書で指摘するものとし、契約者は、この指摘に基づき行った措置については、工事打合簿等により工事担当課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。